

# 「2019年度 液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」 の取組状況

2020年3月4日  
経済産業省 産業保安グループ<sup>o</sup>  
ガス安全室

# 目 次

1. 業界団体が全国的に展開している対策や宣言
2. 保安教育の確実な実施
3. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進
4. CO中毒等事故防止対策
5. 一般消費者等に起因する事故防止対策
6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策
7. 質量販売に係る事故防止対策
8. 落雪対策

## 1. 業界団体が全国的に展開している対策や提言

- 一般社団法人全国LPガス協会は、2018年4月から2021年3月までの3年間、「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」を実施。
- 地域性を踏まえた対策を行うため、都道府県協会が中心となりLPガス販売事業者と連携を密に活発な運動を展開するよう計画して実施。
- 2019年度から全国目標達成のため重大事故（B級以上の事故）の原因となりやすい、業務用厨房でのガス漏れ事故、CO中毒事故の対策として、「具体的推奨事項」の上位に「事故防止重点取組事項」として2項目を追加。

「LPガス快適生活向上運動“もっと安全さらに安心”」（2018年4月から3年間）

【全国目標】

✓重大事故（B級以上の事故）ゼロ

✓CO中毒事故ゼロ

### ●事故防止重点取組事項

- ・業務用ガス警報器とガスメーターの連動の促進
- ・業務用換気警報器の設置促進

### ●2019年度の具体的推奨事項

- ①自主保安活動チェックシートを活用した自己診断の推進
- ②業務用施設の事故防止対策の推進（CO中毒事故防止等）
- ③住宅における不完全燃焼防止装置の付いていないお客様への交換促進及び特別な注意喚起
- ④供給機器の期限管理の徹底
- ⑤ガス栓カバーの設置促進
- ⑥他工事による事故防止
- ⑦ガス放出防止型高圧ホースの設置促進
- ⑧災害時の連絡体制及び支援体制の整備
- ⑨長期使用製品安全点検制度における特定保守製品の所有者登録促進

## 1. 業界団体が全国的に展開している対策や提言

### 関係団体

### 七協議会における行動基準の採択

○日本液化石油ガス協議会を始めとする七協議会では、第32回七協議会連絡会議（2019年11月28日）において以下の大会宣言が採択された。以下の採択事項を踏まえ2012年10月から行っている実態調査を実施し、2019年度の結果を2020年2月にとりまとめた。

### 行動基準

1. CO中毒事故防止対策として適切な 周知を実施
2. 他工事事故防止対策として平素から情報収集と注意喚起
3. 誤開放事故防止として未使用ガス栓へのガス栓カバー設置や一口ガス栓への交換促進
4. 期限管理の徹底および安全機器の普及促進
5. 自然災害における保安確保の着実な実施

## 2. 保安教育の確実な実施

### 液化石油ガス保安指導者の育成と講習会等の実施（委託事業）

液化石油ガスの保安に特化した指導者の育成を行い（保安専門技術者指導等事業）、その指導者が各地域で講習会を行ったり、中小の液化石油ガス販売所等で個別に指導を行うこと（地域保安指導事業）により、全体的な保安レベルの維持、向上を図る。

#### 指導者の育成（保安専門技術者指導等事業）

- 保安専門技術者の育成（2019年度実績：講習会23回、修了者数延べ269人）
  - ・法令指導講習
  - ・保安業務指導講習
  - ・CO中毒事故防止技術講習
  - ・LPガス災害対策講習

#### 指導者による地域保安講習会等の実施（地域保安指導事業）

- 地域保安講習会の実施（2019年度実績：講習会74回、受講者数5,369人）
- 中小零細販売事業者への個別指導・点検調査指導  
（2019年度実績：事業所96カ所、受講者数203人）

### 3. 組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進

経済産業省LPガス関係団体では、LPガスの保安高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、消費者保安に対し顕著な功績を挙げられた販売事業者、保安機関、団体及び個人の方々に対し、技術総括・保安審議官表彰等を実施

令和元年度受賞者数

液化石油ガス消費者保安功績者表彰

技術総括・保安審議官表彰 10者

高压ガス保安協会会長表彰 23者

L P ガス安全委員会会長表彰の受賞者 23者

「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第35条の6に基づき、一般消費者等の保安を確保する手法として、いわゆる集中監視システム等を導入し、L P ガスの保安の高度化に特に積極的に取り組んでいると認定を受けたL P ガス販売事業者

経済産業大臣又は都道府県知事の認定を受けた事業者 255者（2019年3月末時点）

## 4. CO中毒等事故防止対策

### ①業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議（2019年7月17日）

- 業務用厨房施設等における一酸化炭素（CO）中毒により、消費者、労働者が被災する事故が多発している状況を踏まえ、危害防止に資する事故情報や行政の取組事例等の情報交換を目的として、関係省庁による会議を設置。
- 2010年4月に第1回を開催、2019年7月17日で10回目。
- 第10回CO中毒事故連絡会議では、事故の状況、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力要請を実施。

#### 【参加省庁】

内閣府 消費者庁 消費者安全課  
総務省 消防庁 予防課  
文部科学省 初等中等教育局 教育課程課  
文部科学省 初等中等教育局 初等中等教育局産業教育振興室  
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課  
厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生課  
厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課  
農林水産省 食料産業局 食文化・市場開拓課 外食産業室  
農林水産省 食料産業局 食品製造課  
国土交通省 観光庁 観光産業課  
経済産業省 製造産業局 産業機械課  
経済産業省 製造産業局 生活製品課  
経済産業省 商務・サービスグループ 消費・流通政策課  
経済産業省 産業保安グループ 高圧ガス保安室  
経済産業省 産業保安グループ ガス安全室  
経済産業省 産業保安グループ 製品安全課

## 4. CO中毒等事故防止対策

### ②食品工場及び業務用厨房施設でのCO中毒事故防止注意喚起（2019年7月30日）

#### ◎食品工場及び業務用厨房施設等でのCO中毒事故

※2019年12月末時点

2019年：3件（死者0名、症者4名）、2018年：11件（死者0名、症者41名）

うちLPガス 0件（死者0名、症者0名）

うちLPガス 5件（死者0名、症者14名）

#### 食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止について（要請） ＜2019年7月30日＞

##### ○経済産業省から、次の団体あてに実施要請

**全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団**

高圧ガス保安協会、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会

日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本スーパーマーケット協会、日本フランチャイズチェーン協会、

日本ショッピングセンター協会、新日本スーパーマーケット協会

##### ○経済産業省から、次の関係省庁宛てに、関係機関・関係団体への注意喚起を要請

総務省 消防庁 予防課

厚生労働省（医薬・生活衛生局 生活衛生課、労働基準局 化学物質対策課）

農林水産省（食料産業局 食文化・市場開拓課外食産業室、食品製造課）

文部科学省（初等中等教育局 教育課程課、産業教育振興室、健康教育・食育課）

国土交通省 観光庁 観光産業課

#### 内容：ガス消費設備の使用者と管理者への注意喚起

- (1) ガス消費設備使用中は、冷暖房機を使用する時期を含め、必ず換気（給排気）を実施すること。
- (2) ガス消費設備の点検（使用開始時と使用終了時、1日1回以上の作動状況点検等）及び異常時の危険防止措置を講じること。
- (3) ガスの消費設備及び換気設備の使用に際して、取扱説明書を十分に読んだ上で適切に使用するとともに、ほこりや汚れの除去、フィルターの清掃等、換気不良やガスの不完全燃焼を防ぐための日常管理を実施すること。
- (4) グリスフィルター、脱臭フィルター等の定期的な清掃又は交換を実施すること。
- (5) 万一の不完全燃焼に備えて業務用換気警報器の設置を検討すること。

～2010～2018年度にも同様の注意喚起を関係省庁に要請～

## 4. CO中毒等事故防止対策

### ③注意喚起及び周知

#### 経済産業省

- 業務用厨房メンテナンスによる事故防止についての注意喚起  
総務省消防庁と協力し、業務用厨房でのガス機器等の清掃・メンテナンスについて、リーフレットを作成。消防庁のHPに掲載。
- ガスの消費者等への注意喚起  
経済産業省産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」を掲載。LPガス及び都市ガスを使う際のポイントや非常時の対応等の情報を掲載。PC及びスマートフォンで閲覧が可能。
- 飲食店向けへの注意喚起  
中部近畿産業保安監督部 近畿支部は、経済団体の広報誌に、管内の飲食店に向け、業務用厨房でのCO中毒事故防止の注意喚起記事の掲載。

#### LPガス安全委員会

- 安全なガス機器への交換促進のためのリーフレット  
安全なガス機器への取替え促進についてのリーフレットを2019年2月に作成、周知
- 家庭用・業務用LPガス保安ガイド  
安全なガス機器の取り扱いについて外国語版（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語）のリーフレットについて、2019年10月、新たに6カ国語（インドネシア語、タイ語、ベトナム語、ビルマ語、ネパール語、モンゴル語）を追加作成、日本語を含めて全12カ国語を周知。

## 5. 一般消費者等に起因する事故防止対策

### 消費者への注意喚起

経済産業省

- 消費者起因の事故防止のためのリーフレットを作成やホームページに掲載、ツイッターによる注意喚起。

#### 経産省HPによる注意喚起

**未使用のガスの元栓を間違っ  
て開けてしまわないようにガードする **ガス栓カバー****



○二口ガス栓でガス機器に接続されていない方の元栓を開けてしまう「ガス栓誤開放」事故が増えています。

未使用のガスの元栓を間違っ  
て開けてしまわない  
ようにガードする「ガス栓カバー」を取り付けると事故防止に効果的ですので、詳しくは液化石油ガス販売事業者におたずねください。

#### Twitterによる注意喚起 【注意喚起 #ガス火災】

ガス栓にゴム管を接続する際はしっかりと接続してください！

大掃除などでガス栓にゴム管をつけ直す際、接続ミスでガスが漏れ、火災が発生しています  
もしガス臭を感じた場合は、窓を開けて換気をし、すぐガス事業者へ連絡してください

## 5. 一般消費者等に起因する事故防止対策

### 消費者への注意喚起

#### 経済産業省

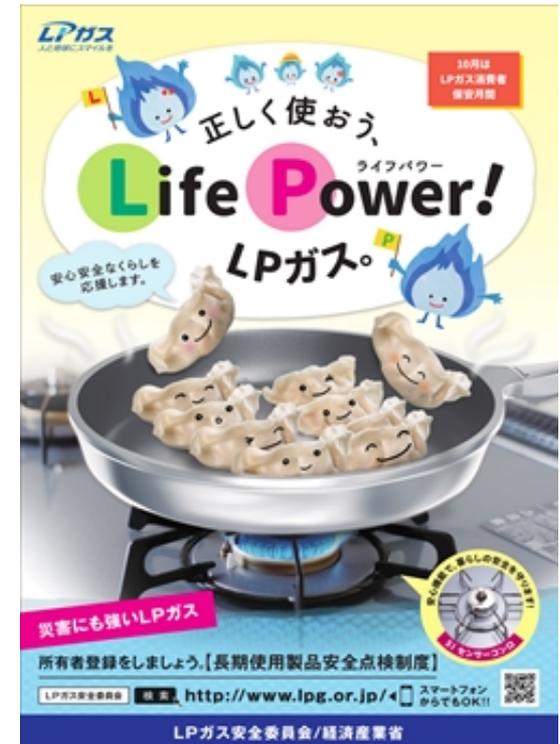
中部近畿産業保安監督部近畿支部は、近畿地方LPガス懇談会向けの資料を作成し、消費者団体の代表者へ、事故防止のための情報の発信先を通知。

#### 関係団体

全国LPガス協会  
用途別周知パンフレットを作成し、LPガス販売事業者等を通じて一般消費者等に配布。

岡山県LPガス協会  
高齢者向け啓発パンフレットを作成し、会員企業に配布。  
中国液化石油ガス保安協議会は同協会の協力を得て、独自に同様のパンフレットを印刷し、会員企業等に配布。

LPガス安全委員会  
消費者保安啓蒙ポスターを2018年6月に作成。(3か年計画)

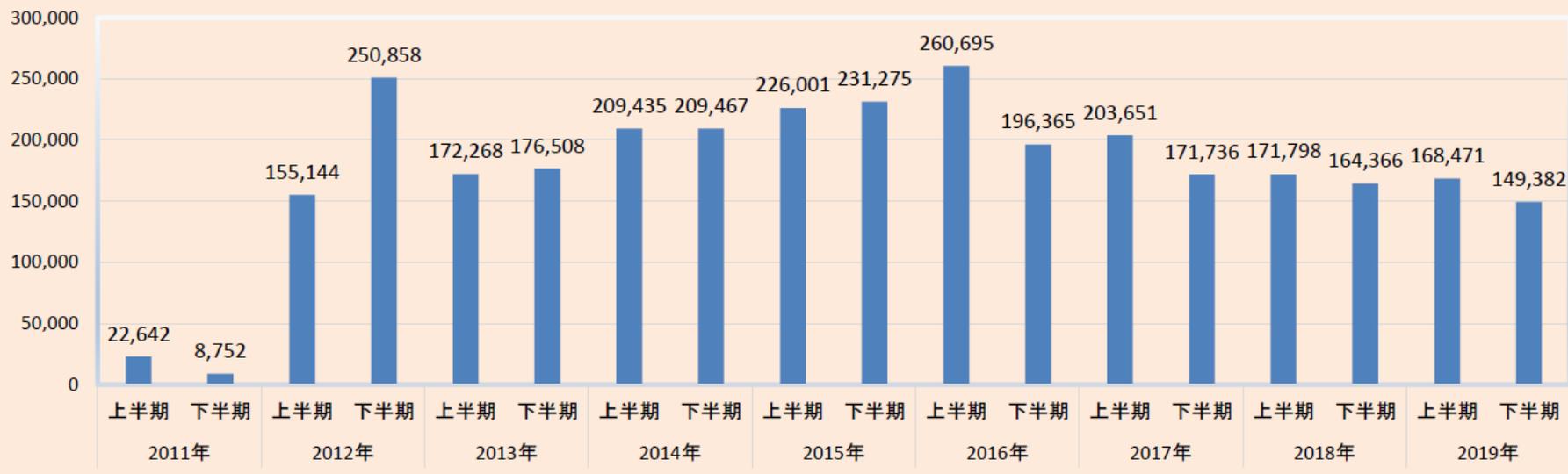


## 5. 一般消費者等に起因する事故防止対策

○2012年以降、保安対策指針で一般消費者による未使用ガス栓による誤開放事故防止のためガス栓カバーの設置を推奨。

個

ガス栓カバー 半期毎出荷推移



暦年	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年	
上半期 (1-6月) 下半期 (7-12月)	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期
出荷数	22,642	8,752	155,144	250,858	172,268	176,508	209,435	209,467	226,001	231,275	260,695	196,365	203,651	171,736	171,798	164,366	168,471	149,382

出典：一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会

# 6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

経済産業省

- 厚生労働省と協力し、他工事事故防止についての注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。
- 産業保安HPに「我須野（がすの）一家の部屋」に、一般消費者等向けの他工事事故防止についての注意喚起のためのコンテンツを掲載。

ご自宅のリフォーム工事等の際は事前にガス事業者への連絡をお願いします。

## 住宅工事等によるガス事故を防ぐために

自宅のリフォームや改装工事の際、ガス管やガス供給設備の位置等を確認しないで作業したため、ガス設備を誤って損傷し、お客様や作業員が巻き込まれる事故が発生しています。お客様や作業員の安全を守るため、**工事の際は事前にガス販売店へ連絡し、ガス設備の取り扱い等、注意点を確認してください。**

### ガス漏えい・爆発の危険

**埋設管・供給管の損傷に注意!**



ガス管の位置を確認せずに工事を行うとガス管を損傷し、ガス漏れやガス爆発事故に至る場合があります。

### CO（一酸化炭素）発生の危険

**排気筒のはずれ・ズレに注意!**



ふるがまや排気筒の交換時等にズレが生じると、COを含んだ排気が室内に逆流し、CO中毒の原因になります。

### ガス器具の接続に注意!



キッチン等をリフォームする際、ガス器具が正しく接続されていないと、ガス漏れ等の事故に至る場合があります。

### 給排気設備の不全に注意!



外壁の塗装時に養生シートで給排気設備をふさいだり、屋外式の燃焼器具を波板等で囲むと、燃焼稼働から発生したCOが室内に滞留し、CO中毒の原因になります。

CO（一酸化炭素）は**無色・無臭**できわめて**毒性が強い**気体です。気づかないうちに中毒症状を起こし、意識を失ったり、**死亡事故**に繋がる場合があります。

厚生労働省 経済産業省

## LPガスをお使いの皆様へ

敷地内でのリフォームや、自宅付近で水道工事がある場合は**“事前に”**LPガス販売事業者にご連絡をお願いします



LPガスを使用している自宅でリフォーム工事をする



LPガスを使用している自宅付近で水道工事をする連絡を受けた

**危険**

工事中にガス管を損傷しガス漏れが発生する恐れがあります

事故を未然に防止するために、事前にLPガス販売事業者にご連絡いただきたくご協力をお願いいたします。

経済産業省

詳しく知りたい方はこちらにアクセス!  
ガスについて我須野一家が教えてくれます

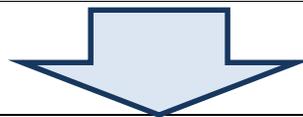
ガス安全 検索

[http://www.mhl.go.jp/safety/safety/safety/industry/safety\\_hangyou/rga/ga.htm](http://www.mhl.go.jp/safety/safety/safety/industry/safety_hangyou/rga/ga.htm)

## 6. LPガス販売事業者等に起因する事故防止対策

経済産業省（本省）から国土交通省への協力依頼（2020年2月28日）

- ガス機器の給気・排気部を閉塞したまま機器を使用した場合、機器の着火・爆発や異常燃焼による機器の破損のほか、酸素不足による酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあり、消費者が死亡する事例も発生している。
- 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞によるガス事故  
・2015年から2019年の5年間：計83件発生（LPガスと都市ガスの合計）



- こうした状況を踏まえ、2020年2月28日、国土交通省土地・建設産業局市場整備課長宛て、塗装工事業者の業界に対し以下の要請を行うよう協力を依頼。
  - ・養生を行う場合は、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
  - ・やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまでは絶対にガス機器を使用しないよう、住人への周知を徹底すること。
  - ・工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。
- ◎ **全国LPガス協会、日本液化石油ガス協議会、全国LPガス保安共済事業団、日本ガス協会、日本コミュニティーガス協会**に対して、ガス事業者を通じた一般消費者への周知を依頼。

## 6. L P ガス販売事業者等に起因する事故防止対策

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について関係者への周知や協力要請

### 経済産業省

- 建設工事等における事故が液化石油ガス及び都市ガスにおいて、2017年から2019年の3年間で計496件発生、負傷者数27名に上っていることから、経済産業省は、厚生労働省、国土交通省、警察庁、一般社団法人全国登録教習機関協会に対し、事故防止のため協力要請を実施。
- L P ガス販売事業者に対しても、全国L P ガス協会や日本液化石油ガス協議会を通じ、協力要請を行った。

- 中部近畿産業保安監督部近畿支部は、他工事業者におけるL P ガス及び都市ガスの事故の防止に向け、経済団体への広報誌掲載及び、業界団体へのリーフレット配布による周知の協力を依頼。

### L P ガス関係団体

- 岡山県L P ガス協会は他工事事故の未然防止を図るため、「埋設管表示シール」を作成し会員企業等に配布。中国液化石油ガス保安協議会も会員企業が積極的に活用。

## 7. 質量販売に係る事故防止対策

### 経済産業省

総務省消防庁と協力し、消費者に対する質量販売事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

山小屋のLPガス使用者向けに、CO中毒事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

## 8. 落雪対策

### 経済産業省

消費者に対する雪害事故防止の注意喚起のためのリーフレットを作成し、ホームページに掲載。

北海道産業保安監督部では、2020年1月20日に「雪によるLPガス事故の発生防止について」、ホームページ上で注意喚起を実施。

### LPガス関係団体

一般社団法人北海道LPガス協会においては、2011年5月に「LPガス設備の雪害対策について」を改訂、「実行可能なものはすぐに実施」として次の項目に関する対策を推進中。

イ 容器設置場所と防護、ロ 供給設備・配管等の対策、ハ 事故予防体制の整備